

令和2年度第4回日野市公契約審議会議事概要

開催日時場所	令和3年2月25日(火) 午後6時30分～午後8時00分 日野市役所5階 505会議室
出席委員	<p>会 長： 西浦 定継 (学識経験者 / 明星大学理工学部教授)</p> <p>副会長： 小池 孝範 (学識経験者 / 弁護士法人 ENISHI)</p> <p>委 員： 亀山 孝一 (事業者団体関係者 / 日野市商工会理事)</p> <p>委 員： 糟谷 敏美 (事業者団体関係者 / 日野市商工会理事)</p> <p>委 員： 田辺 真樹 (労働者団体関係者 / 全建総連東京都連日野地区協議会)</p> <p>委 員： 伊羅胡 和哉 (労働者団体関係者 / 連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会)</p>
<p>【次第】</p> <p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 労働報酬下限額(工事)について</p> <p>(2) 令和2年度 工事運用状況について</p> <p>(3) 労働報酬下限額(委託)について</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>	
<p>2. 議事</p> <p>(1) 労働報酬下限額(工事)について</p>	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月から適用される公共工事設計労務単価及び令和3年度労働報酬下限額試算資料について説明
委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者側としてはできれば労働報酬下限額を下げたいところではあるが、条例を運用し始めてモニタリングができるだけの数の事例が集まっておらず、対象工事の受注者からの意見等あまり具体的に出てきていない。 ・公共労務単価もほぼ横ばいの状況からすると、令和2年度と同様、労務単価の85%でよいのではないか。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・今の社会情勢が、経営に苦心する時期である。 ・他の自治体で、下限額は労務単価の何%が妥当かという話をする時に注目するものの一つに、対象工事の落札率がある。令和2年度の対象工事の落札率を見ると、下は89.14%から上は100%というところでまとまっている。 ・労働者側の意見としては、ゆくゆくは90%まで上げていき、将来的にはそこを超えてどこまで上げられるかというところを議論したいという思いがある。 ・しかし、現在の社会情勢や、実際の対象工事の現場の情報が積み重なっていない状況を踏まえ、今年度と同じ85%で様子を見てはどうかと考えている。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と同じ85%でよいと思う。 ・公共労務単価は平均して1.2%の引き上げとなっているが、全体で見るとコロナ禍の影響で対象業種の42%で引き下げがあったという実態がある。それで

委員	<p>は建設業に若い働き手が来なくなるということで、国土交通省があえて労務単価を引き上げている。今回は1.2%の引き上げと言いながらも、基本的には据え置きに近いのではないかと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務台帳を出された受注者からも特に下限額が高い、安いという意見が出ていないということからも、引き続き85%で様子見ということによいのでは。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・先ほども話に出たが、落札率が高止まり傾向にある。申込者数が少ないことが高止まりの一因なのではないかと考える。申込者が少ない原因が工事の特殊性によるものなのか、業者さんの積算と市の積算が合っていないのではないかと、というところもあると思うので、積算の考え方をある程度統一していただいて、競争原理が働くようにしてほしい。 ・また、労務台帳を確認すると、下請業者における市内業者の活用が非常に少ないことが見て取れる。市内業者が活用できるような入札方式や積算方法などを考えていただきたい。 ・将来的には競争原理が働き、落札率が高止まりすることがないように応札ができる体制を業者側も取れるようにしていきたいと考えているので、発注者にも検討をお願いしたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・2度の入札で落札者が決定しなかった案件があったり、市内業者の活用が進まなかったり、労務台帳で報告されている労働者の職種が適正なのか、など課題点はいろいろある。業者さんにも条例を理解していただき、審議会でも課題点について話し合っていければと思う。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・今あげられた課題を踏まえて来年度に向けて進めていくということで、令和3年度の労働報酬下限額については公共工事設計労務単価の85%とすることでよいか。 <p>→ 異議なし</p>
(2) 令和2年度 工事運用状況について	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度対象工事の労務台帳提出状況、受注者からのヒアリング内容等について説明
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・下請業者に市内の業者が少ない理由として、自社の協力会社に市内業者がないという話は理解できないこともない。共同企業体で受注している工事は、市外業者と市内業者が共同で応札という形になっているなかで、その市内業者には市内に付き合いのある業者さんはいなかったのかと思う一方、市外の比較的大きな企業には市内に協力会社がない、というのは話としてはわかる。 ・「なぜ市内業者の活用が進まないのか」という理由を受注者から聞き取るだけでも、受注者に意識を向けてもらうきっかけになると思う。今後どのような手を打ち得るか、審議会で意見交換をしていければと思う。 ・労務台帳を見た印象では、概ね適正な職種による報告が出てきており、軽作業員が多すぎるというようなこともない。趣旨を理解して台帳を提出してくれているという印象があり、業者さんの理解も進んでいるのでは。

委員	<ul style="list-style-type: none"> 業種によっては、そもそも市内に業者が少ないという状況がある。自分の会社でも協力会社を探す際に市内を優先して探す、市内の業者の手が空いていなかったり、内容的に対応できないということがある。市内業者を育てていかなければいけないということはわかりつつも、育った業者に対しニーズがどのくらいあるか、という問題もある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 現状いろいろな問題があるなかで、市と審議会を対象工事の現場に行って、実際の苦労や問題点、積算が適正かどうか、実際に現場で施工してみた状況などの話を聞いたり、労働者の話を聞いたり、ということができないか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 審議会に受注者や労働者の方に来てもらって、話を聞くのでもよいのでは。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 日野市の場合、条例対象工事が1億円以上となっており、規模がある程度大きな工事になるので、市内業者が参加しづらいというケースもあるのでは。対象工事の価格が低ければ、市内業者の参入も進むのかもしれない。 市内業者が入札参加している工事の価格帯というのが分かれば、今後工事の対象金額をどうするのか、といったことの検討材料になるのでは。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式による制限付一般競争入札の場合、市内業者の活用が評価項目となっており、契約金額の60%以上が市内業者であると加点の申請ができる制度となっている。1億円を超えるような金額の工事でも、加点申請がされていれば、市内業者が60%は契約をしているはず。金額が大きければ市内業者が入ってこれないとは限らないと思われる。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 市内業者が入札に参加している工事の価格帯について確認して報告します。
(3) 労働報酬下限額（委託）について	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体の労働報酬の算定の考え方や台帳の様式等について3つの事例を説明
委員	<ul style="list-style-type: none"> 労働報酬に算定する手当を「基本給＋最低賃金に含まれる手当」とする方法は、基本給や手当の考え方が会社によってまちまちなので、何が含まれるのかの判別が難しいと思う。 「時間外割増賃金の算定基礎となる賃金＋時間外割増賃金」とする方法は、通常作成している賃金台帳から転記しやすいのでは。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 基本給に重きを置くか、手当に重きを置くか、会社によっていろいろな考え方があると思うので、基本給に下限額を当てはめる場合、会社によっては賃金の体系に大きく影響するところも出てくる可能性がある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 日野市の条例は、「発注者と受注者の間で、労働者の労働条件を確保する約束をする」という考え方に重きを置いており、「行政が労働条件についてチェックし、守ってなければだめ」というやり方は趣旨と異なる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約の場合、工事と異なり下請というものがあまりないと思う。労働者1人1人の賃金を労務台帳で報告させる場合、毎月同じ労働者が同じくらいの時間従事した、という報告が出てくることになる可能性がある。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・それであれば、逆に行政のほうから立ち入って、備え付けの書類等が揃っているかなど、エビデンスを確認するという方法もあるかもしれない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・チェックシートで賃金の確認をしている自治体に運用方法を確認してほしい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・確認して報告します。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・労働報酬に算定する手当等を「時間外割増賃金の算定基礎となる賃金＋時間外割増賃金」としている自治体では、「時間外割増賃金の算定基礎となる賃金」といわれてその内容をすんなりイメージできるところまで理解が広まっているのだろうか。除外できる手当の考え方はいろいろと難しいため、詳しく調べずに定めてしまうと適正に運用できない可能性がある。それが正しく理解されて運用できればこの考え方もよいと思う。初めて見た人が誤解しないよう、手引きの説明に注釈をつけるなどの配慮が必要。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約の場合、業者は工事のように1工事という単位で労働者を雇用していない。基本的に終身雇用的な継続した契約の中でやっていくことが多いので、労務台帳の記載は現在使用している工事の様式よりもう少し簡易的にしてもらえたら、という意見が社内からも出ている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局としてはどのような考え方がやりやすいという希望があるか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者さんがあえて計算をしなくても、給料明細を作るうえで持っている数字を使って台帳が作れるような形であれば、事業者側もチェックする側も負担が少ないのではないかと考えています。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・月給制で働いていて、どう考えても下限額を下回らない労働者ばかりであれば、毎月労務台帳を作成するための不要な労力がかかるだけである。一方で、条例が重点的にカバーしなければならないのはパートやアルバイトで働く人の賃金である。社員さん用の台帳と、パートやアルバイトで働く人の台帳を分けるということができないか。そこを分けたほうが事業者も面倒でないし、チェックする側もわかりやすいと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・基本給を抑え気味にして手当を手厚くしたり、成果給を出すなど、いろいろな給料の形態があるので、幅広く対応できる方法がよい。「時間外割増賃金の算定基礎となる賃金＋時間外割増賃金」という考え方が比較的事業者にも優しいのでは。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・来年度の条例改正後に事業者向けの説明会を行うと思うが、それまでに算定の考え方だけは決めておく必要がある。次回（5月）の審議会で決めなければならない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年8月に、令和4年10月に改定される最低賃金を見越して労働報酬下限額を決めるというのがなかなか難しい。新型コロナの影響で令和3年は据え置きとなっており、余計に難しい。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・例年7月ごろ最低賃金の方向性が出されるので、8月の審議会ではその額を考慮して翌年の上り幅を加算して、ということになるが、これまでは毎年30円近く上がっていたものが、新型コロナの影響によってどうなるか。 ・翌年の10月の最低賃金改定による上り幅まで下限額に計上することが、委託業者の理解を得られるか。条例の考え方としては、翌年の最低賃金を上回る下限額を設定して、業者さんに納得してもらえよう決めていくしかない。
(4) その他：(前回審議会の宿題) 会計年度任用職員の時間給と労働報酬下限額の額について	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員の時間給が労働報酬下限額を下回らないように下限額を設定したいという市の考えを説明
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・元々自治体が行っていた業務を、民間に委託したほうが人件費が下がり効率的だという考え方なのだと思う。新しい年度の会計年度任用職員の時間給も参考にしながら委託の下限額を考えていかなければならない。